

配置予定技術者届出書

工 事 名 称	水無瀬地区外老朽配水管布設替工事
---------	------------------

商 号 又 は 名 称	
営業所における専任の技術者の氏名※建設業法第15条	

配置予定技術者（監理技術者等）について、次のとおり届出します。

配置予定の技術者	☐ 監理技術者（専任） ☐ 主任技術者（専任）
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
雇 用 さ れ た 日	年 月 日
現在配置中の工事	☐ 有り ☐ 無し ※本件工事の契約締結日までに配置を終えていること
資 格 等	○監理技術者資格者証【交付番号： 】 ※監理技術者（専任）を配置する場合は必須
※当該工事に求められる資格に関する事を記載	○該当する技術者要件を満たす資格をチェックしてください。 ☐ 1級管工事施工管理技士 ☐ 1級管工事施工管理技士補 ☐ 2級管工事施工管理技士 ☐ 実務経験（建設業法第7条2号（イ・ロ該当）） ☐ その他（ ）
	○添付書類として、次の(1)から(5)の書類を添付してください。 (1) 監理技術者資格者証の写し（監理技術者（専任）の場合必要） (2) 合格証明書の写し（資格証での技術者要件の場合必要） (3) 実務経験証明書（実務経験での技術者要件の場合のみ必要） ※別紙 実務経験証明書を提出 ※押印不要 (4) 健康保険証等の写し（本町が定める日（※定めがない場合は申請日）から3か月以上の恒常的な雇用関係を有する事を示す書類） (5) その他本町から別に提出を求める書類がある場合は、当該書類

(1)入札執行後から契約締結前に配置予定技術者を変更する場合は、工事を担当する担当課の承認を受けることとする。

(2)島本町が求める技術者を配置できない場合は、島本町は契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。

(3)専任の配置予定技術者は、営業所における専任の技術者と兼任できません。